

# 静岡県保険者協議会作業部会設置運営要綱

## (目的)

第1条 静岡県保険者協議会作業部会（以下、「作業部会という。）は、静岡県保険者協議会設置運営規程第9条の規定に基づき、静岡県保険者協議会の事業等の具体策について、実務レベルでの検討を行うことを目的とする。

## (事業)

第2条 作業部会は、前条の目的を達成するために、次の事項に関するものについて協議を行うものとする。

- (1) 医療費データ等に関する情報の収集
- (2) 各保険者間における医療費データ等の共同分析
- (3) 保健事業、特定健診等に関する情報の収集・支援
- (4) 各保険者間における保健事業の共同実施
- (5) その他目的達成に必要な事項

## (構成)

第3条 作業部会は、次の組織のうち、保険者協議会会長が選任した者を委員として構成する。

- (1) 静岡県健康福祉部健康局国民健康保険課を代表する者
  - (2) 全国健康保険協会静岡支部を代表する者
  - (3) 健康保険組合を代表する者
  - (4) 健康保険組合連合会静岡連合会
  - (5) 国民健康保険の保険者を代表する者
  - (6) 国民健康保険組合を代表する組合
  - (7) 共済組合を代表する組合
  - (8) 静岡県後期高齢者医療広域連合
  - (9) 静岡県国民健康保険団体連合会
  - (10) 静岡県医師会、静岡県歯科医師会、静岡県薬剤師会、静岡県看護協会及び静岡県栄養士会の事務局
- 2 作業部会は、県担当部署及び学識経験者並びに企業及び大学等の関係者等の参画及び助言を求めることができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 静岡県保険者協議会作業部会に、次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 2名

2 役員は第3条第1項第1号から第9号に掲げる委員のうち、委員の互選により選任する。

(役員の職務)

第6条 部会長は、会務を総理し、静岡県保険者協議会作業部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。

3 役員は、その任期が満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。ただし、役員の所属等に変更が生じた場合は、第3条第1項第1号から第9号に掲げる当該構成団体が選出する後任がその職務を行うことができる。

(議事)

第7条 静岡県保険者協議会作業部会は、必要に応じて部会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 静岡県保険者協議会作業部会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

3 部会長は、やむを得ない理由により会議の招集が困難であるときは、書面による審議を行うことができる。

4 部会長は、第2条第1号及び第2号に掲げる事項等について検討を行うため、第3条第1項第1号から第9号に掲げる委員により会議を開くことができる。

(事務局)

第8条 静岡県保険者協議会作業部会の事務は、静岡県健康福祉部健康局国民健康保険課及び静岡県国民健康保険団体連合会が処理する。

(その他)

第9条 この運営要綱に定めるもののほか、静岡県保険者協議会作業部会の運営その他庶務の分担に関する事項については、静岡県保険者協議会会長が別に定める。

附 則 (平成28年度2月25日要綱第1号)

1 この運営要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この運営要綱の施行の際現に改正前の静岡県保険者協議会作業部会設置運

営要綱第3条第1項に規定する委員（以下「旧委員」という。）である者は、改正後の静岡県保険者協議会作業部会設置運営要綱第3条第1項に規定する委員（以下「新委員」という。）となるものとみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員の残任期間とする。

附 則（平成30年2月22日要綱第1号）

この運営要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日要綱第1号）

この運営要綱の改正は、平成31年2月28日から施行する。

附 則（令和2年7月29日要綱第1号）

この運営要綱の改正は、令和2年7月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和5年11月8日要綱第2号）

- 1 この運営要綱の改正は、令和5年11月8日から施行する。
- 2 この運営要綱の改正により、運営要綱第3条第1項第10号に規定する委員の任期は、改正前の運営要綱第3条に規定する委員の残任期間とする。